

【条例等3段表】

| 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例  | 委員意見 | 参考条項   |
|---|------|--|
| <b>目次</b> <p>前文</p> <p>第1章 総則（第1条—第5条）</p> <p>第2章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策</p> <p>　第1節 障害を理由とする差別の禁止（第6条）</p> <p>　第2節 障害を理由とする差別に関する相談体制（第7条—第10条）</p> <p>　第3節 あっせん等（第11条—第14条）</p> <p>　第4節 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会（第15条・第16条）</p> <p>第3章 障害者の自立および社会参加に向けた取組に関する施策（第17条—第24条）</p> <p>第4章 雜則（第25条・第26条）</p> <p>第5章 執則（第27条）</p> <p>付則</p>   |      | <b>サンプル都府県</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 近畿府県 : 京都府、大阪府、奈良県、和歌山県</li> <li>● 近畿以外の隣接県 : 三重県、岐阜県、福井県</li> <li>● 大都市都県 : 東京都、愛知県、福岡県</li> <li>● 長崎県</li> </ul> |
| <p>全ての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。障害の有無にかかわらず、一人ひとりが基本的人権を享有し、相互に人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会を実現することは、私たち県民に課せられた責務である。</p> <p>滋賀でそのような社会の実現を目指した先人は、福祉の実践の中で障害者の放つ命の輝きに社会を変えていく力があることを見いだし、「この子らを世の光に」の言葉に代表される福祉の思想を遺(のこ)した。この思想は時を経て滋賀の各地に広がり、更なる福祉の実践を生み出してきた。</p> <p>一方で、滋賀ではかつて深刻な障害者虐待事案が発生し、その教訓を踏まえ障害者の権利利益の擁護に取り組んできたが、依然として人権侵害や生活上の制約を受けている障害者が存在する。さらに、人と人との絆(きずな)が薄れつつある社会にあって、社会保障の狭間で困難な暮らしを余儀なくされ、また、周囲の無関心や無理解により孤立する人々が存在しており、共生社会の実現は道半ばにある。</p> <p>障害者の権利に関する条約は、障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進しなければならないことを示すとともに、障害の社会モデルに立脚し、社会的障壁を取り除くことは社会の責務であることを示した。これは、福祉の実践を通じて社会を変えようとした滋賀の先人の思想に通じるものである。</p> |      |  |
| <p>私たちは、改めて障害を理由とする差別の解消を誓うとともに、先人の思想を道しるべとし、障害の有無にかかわらず、一人ひとりに社会を変革する命の輝きがあることを信じて、滋賀の地に県民の共感と連帯、そして協働による共生社会を実現することを決意し、ここに滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例を制定する。</p>   |      |  |
| 第1章 総則  |      |  |

| 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例   | 委員意見   | 参考条項   |
|--|--|--|
| <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、障害を理由とする差別の解消の推進ならびに障害者の自立および社会参加に向けた取組（以下「障害を理由とする差別の解消の推進等」という。）について基本理念を定め、ならびに県、県民および事業者の責務を明らかにするとともに、障害を理由とする差別の解消の推進等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会（以下「共生社会」という。）の実現に寄与することを目的とする。</p> |  |  |
| <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p>   |  |  |
| <p>(1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、難病に起因する障害その他の心身の機能の障害（以下「障害」という。）がある者であつて、障害および社会的障壁により継続的または断続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。</p>  | <p>【見直し検討部会（8/5）川本委員】</p> <p>①「精神障害（発達障害を含む。）」という表現は、「精神障害、発達障害」に変更するべきだと考える。</p> <p>精神障害と発達障害は、障害者手帳の分類を除けば、別の障害である（手帳に関しては、発達障害は精神障害者保健福祉手帳の対象）。たとえば厚労省ホームページ「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」でも、「精神障害のある方」と「発達障害のある方」は並列に記載されている。</p> <p>現行の表現は、障害を「福祉制度の区分のみに従って定義する」印象を与えるため、共生社会づくりの理念にのっとって一般的な表現に修正するべきである。</p> <p>②「その他の心身の機能の障害」という言葉自体はわかりにくいと思うので、変更した方がわかりやすいのではないか。</p> <p><b>【協議事項】</b><br/>別添の事務局資料に基づき協議</p> | <p>【障害者基本法】</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。</p> <p>【障害者差別解消法】</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。</p> <p>【発達障害者支援法】</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であつてその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。</p> <p>2 この法律において「発達障害者」とは、発達障害がある者であつて発達障害及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に制限を受けるものをいい、「発達障害児」とは、発達障害者のうち十八歳未満のものをいう。</p> |

| 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例  | 委員意見   | 参考条項  |
|---|--|---|
|   |  | <p>【障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則】第二十条の二<br/>障害者（身体障害者、知的障害者若しくは精神障害者又は発達障害者、高次脳機能障害を有するもの若しくは難治性疾患有するもの）</p> <p>【長崎県】<br/>(定義)<br/>第2条 この条例において「障害のある人」とは、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病を原因とする障害その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的又は断続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。</p> <p>（長崎県条例解説）<br/><u>「相当な制限を受ける状態」とは、障害のある人のみでは日常生活等を営む上で支障がある状態のことです。</u><br/>なお、「相当な制限を受ける状態」という語句は、障害者基本法第2条第2号の「社会的障壁」の定義においても使用されていますが、その内容が明確には示されていません。</p> |
| (2) 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。     |  |   |
| (3) 障害を理由とする差別 正当な理由なく障害または障害に関連する事由を理由として障害者に対して行う次に掲げる行為または合理的配慮を行わないことをいう。 | <p>【尾上委員 事前アンケート】<br/>条例制定時の骨格案では、国の障害者政策委員会・差別禁止部会意見で提起された「不均等待遇」（直接差別、間接差別、関連差別）と「合理的配慮の不提供」を差別の定義とすることを提案していた。<br/>間接差別、関連差別も含むことを明確にする意味からも「不均等待遇」との規定を取り入れられないか（長崎県などの前例あり）。<br/>仮に「不均等待遇」との規定が難しい場合でも、滋賀条例の現行の規定「障害に関連する事由を理由として」というように、関連差別を含</p> | <p>【長崎県】<br/>(定義)<br/>第2条<br/>3 この条例において「差別」とは、客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情なしに、不均等待遇を行うこと又は合理的配慮を怠ることをいう。<br/>4 この条例において「不均等待遇」とは、障害又は障害に関連する事由を理由として、区別、排除若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他の異なる取扱いをすることをいう。</p>  |

| 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例  | 委員意見  | 参考条項   |
|---|---|--|
|   | <p>む規定としていることを、より分かりやすく明示した補足的な規定ができるのか。</p> <p>障害者差別解消法の改正基本方針では、以下の通り、関連差別も「不当な差別的取り扱い」に含まれることが明確にされており、これに準じた規定を検討すべきである。</p> <p>「<u>なお、車椅子、補助犬その他の支援機器等の利用や介助者の付添い等の社会的障壁を解消するための手段の利用等を理由として行われる不当な差別的取扱いも、障害を理由とする不当な差別的取扱いに該当する</u>」</p> | <p>【三重県】</p> <p>(不当な差別的取扱い等の事例の具体化)</p> <p>第十三条 県は、不当な差別的取扱いをすることによる障がい者の権利利益の侵害の防止等及び社会的障壁の除去の実施についての合理的な配慮を的確に行うことによるため、障害福祉サービスの提供その他の障がい者の日常生活及び社会生活に関する分野ごとに不当な差別的取扱い及び社会的障壁の除去の実施についての合理的な配慮の事例の具体化を図る措置を講ずるものとする。</p> |
| ア 教育を行う場合において、次に掲げる取扱いをすること。  |   |  |
| (ア) その年齢および特性を踏まえた教育を受けることができるようするための適切な指導および支援を行わないこと。   | <p>【協議事項】</p> <p>(事務局案)</p> <p>今なお飲食店等において車椅子利用者等への差別事例があることから、「不均等待遇」の規定をより明確化してはどうか。</p>  |  |
| (イ) 障害者およびその保護者（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 16 条に規定する保護者をいう。）への意見聴取および必要な説明を行わず、またはこれらの者の意見を十分に尊重せずに、当該障害者を就学させるべき学校（同法第 1 条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程に限る。）および特別支援学校（小学部および中学部に限る。）をいう。）を決定すること。 |   |  |
| イ 労働者を募集し、または採用する場合等において、次に掲げる取扱いをすること。   |   |  |
| (ア) 障害者の応募または採用を拒み、もしくは制限し、またはこれらに条件を付すこと。  |   |  |
| (イ) 賃金の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について不利益な取扱いをすることまたは解雇すること。   |   |  |
| ウ 商品またはサービスを提供する場合において、これらの提供を拒み、もしくは制限し、またはこれに条件を付すこと。   |   |  |
| エ 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条第 1 項に規定する社会福祉事業に係る福祉サービスを提供する場合において、当該福祉サービスの提供を拒み、もしくは制限し、またはこれに条件を付すこと。   |   |  |
| オ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 1 項に規定する障害福祉サービスを提供する場合において、意に反して同項に規定する施設もしくは同条第 11 項に規定する障害者支援施設に入所させようとし、または同条第 17 項に規定する共同生活援助を行う住居に入居させようとすること。                       |   |  |
| カ 医療を提供する場合において、次に掲げる取扱いをすること。  |   |  |
| (ア) 医療の提供を拒み、もしくは制限し、またはこれに条件を付すこと。   |   |  |
| (イ) 意に反して、長期間の入院による医療を受けることを強制し、また  |   |  |

| 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例  | 委員意見   | 参考条項   |
|---|--|--|
| は隔離すること。  |  |  |
| キ 不特定かつ多数の者が利用する建物その他の施設または公共交通機関において、これらの利用を拒み、もしくは制限し、またはこれに条件を付すこと。  |  |  |
| ク 不動産の取引を行う場合において、不動産の売却もしくは賃貸、賃借権の譲渡もしくは賃借物の転貸を拒み、もしくは制限し、またはこれらに条件を付すこと。  |  |  |
| コ 情報の提供を拒み、もしくは制限し、またはこれに条件を付すこと。   |  |  |
| サ 意思の表明を受けることを拒み、もしくは制限し、またはこれに条件を付すこと。   |  |  |
| シ アからサまでに掲げるもののほか、不利益な取扱いをすること。   |  |  |
| (4) 合理的配慮 障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明（障害者の家族、後見人その他の関係者が当該障害者に代わって行うものを含む。）があった場合において、当該障害者の性別、年齢および障害の状態に応じて行う社会的障壁を除去するための <u>必要かつ合理的な取組</u> をいう。ただし、その実施に伴う負担が過重になるものを除く。 | <p>【共生社会づくり委員会（7/2）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「合理的配慮」の認知度がまだまだ。わかりやすい表現はできないか。</li> <li>「（単に）配慮」【山中委員】</li> <li>「合理的調整」【坂本委員】</li> <li>・合理的配慮という言葉は障害者権利条約から来ており、意味は同じで別の言葉にする余地はあるが、根本的なところから変えるのは相当難しい。【竹下委員】</li> </ul> <p>【事前アンケート 美濃部委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「必要かつ合理的な取組」ではなく「必要かつ合理的な調整・変更」とすべき。<br/>「合理的配慮」の言い方そのものを変更してはどうかという意見もあるが、10年近くこの言葉が使われており、それなりに浸透していると言える。<br/>そのままの言葉を使い続け、定義の内容のみ変更してはどうか。</li> </ul> <p><b>【協議事項】</b><br/><b>（事務局案）</b><br/><b>必要かつ合理的な現状の変更または調整に重きを置いた取組</b></p> | <p>【長崎県】</p> <p>（定義）</p> <p>第2条</p> <p>5 この条例において「合理的配慮」とは、障害のある人の求め又はその家族等の求め（障害のある人がその意思の表明を行うことが困難である場合に限る。）に応じて、障害のある人が障害のない人と同等の権利を行使するため又は障害のない人と同等の機会及び待遇を確保するために<u>必要かつ適切な現状の変更又は調整</u>を行うことをいう。ただし、社会通念上相当と認められる範囲を超えた人的負担、物的負担又は経済的負担その他の過度な負担になるものを除く。</p> <p>【内閣府】</p> <p>○条約の訳文は、一般的に、条約の趣旨を踏まえた上で、正文テキストの意味内容が正確に反映されるよう、個々の文言の意味、我が国が締結している他の条約や国内法令における用語との整合性等を勘案しつつ、慎重に検討した上で作成しています。</p> <p>○御指摘の訳についても、本条約が障害者の人権及び基本的自由の実現を確保する上で重要な意義を有していることを踏まえた上で、障害者団体の意見等を可能な限り反映しつつ、同様に作成したものです。</p> <p>○条約採択時から、外務省をヘッドに「合理的配慮」という文言で貫かれており、批准においてもそのような文言が使われています。</p> <p>○障害者差別解消法や障害者雇用促進法もこれに則って法整備をしており、周知広報もこの文言で実施しているので、今さら変えるのも混乱を及ぼすでしょう、という状況です。</p> <p>○「合理的配慮」を含む「障害者差別」の定義については、法的文言で定義できるほど明確化・類型化されているわけではない。</p> <p>○特に「合理的配慮」については、「障害を理由とする差別的取扱い」</p> |

| 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例  | 委員意見 | 参考条項   |
|---|------|--|
|   |      | と比較しても、さらに個別性の高いもの。<br>○法的な文言を定めて、「ここまでが合理的配慮だ」「これは違う」となることは本旨ではない。<br>○法ではなく、基本方針等を定める中で議論を深める。 |
| (5) 障害の社会モデル 障害がある者が日常生活または社会生活において受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会的障壁と相対することによって生ずるものとする考え方をいう。                         |      |  |
| (基本理念)<br>第3条 障害を理由とする差別の解消の推進等は、全ての県民が障害の有無にかかわらず基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられなければならないことを前提に、次に掲げる事項を旨として行われなければならぬ。 |      |  |
| (1) 全ての障害者は、社会を構成する一員として、自らの意思によって社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。  |      |  |
| (2) 全ての障害者は、どこで誰とどのように生活するかについて自らの意思によって選択する機会が確保され、地域において他の人々と共生することを妨げられないこと。                                   |      |  |
| (3) 全ての障害者は、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得または利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。                    |      |  |
| (4) 全ての障害者は、障害者であることに加え、女性であること、高齢者であることその他の要因が複合することにより特に困難な状況に置かれる場合においては、その状況に応じた適切な配慮がなされること。                 |      |  |
| (5) 障害および社会的障壁に係る問題は、全ての県民の問題として認識され、障害者と障害者でない者が共に学び合うことにより、その理解が深められること。  |      |  |
| (6) 障害を理由とする差別に関する紛争の防止または解決は、当事者間の建設的な対話による相互理解の下に図られること。  |      |  |
| (県の責務)<br>第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進等に関する施策を総合的に策定し、および実施するものとする。                      |      |  |
| 2 県は、県民および事業者に対して、障害、障害者および障害の社会モデル（以下「障害等」という。）に関する理解を深めるために必要な啓発活動を行うものとする。                                     |      |  |
| 3 県は、障害を理由とする差別の解消の推進等に関する施策の策定および実施に当たっては、国、市町、県民および事業者と連携し、および協力するものとする。  |      |  |
| 4 県は、市町が障害を理由とする差別の解消の推進等に関する施策を策定  |      |  |

| 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例                         | 委員意見   | 参考条項  |
|--|--|---|
| し、および実施しようとするときには、必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。 |  |   |
| -  | <p><b>【尾上委員 事前アンケート】</b></p> <p>障害者差別解消法では、合理的配慮と、そのための環境整備が規定されている。ただ、合理的配慮の提供が義務となっているのに対して、環境整備は努力義務となっていることから、「環境整備的な課題については適当にやり過ごせばよい」といった誤った解釈も見受けられる。</p> <p>しかし、これは合理的配慮は即時的対応が求められるのに対して、環境整備は一定の時間を要するという違いがあるからであり、ともに社会的障壁を除去する取り組みとして求められるという点では違いはない。</p> <p>例えば、イギリスの差別禁止法（DDA）では、「対応型合理的調整」と「予測型合理的調整」として、ともに法的義務としている。</p> <p>こうしたことをふまえて、<b>環境整備（事前の改善措置）に関する県・事業者の責務規定を設けるべき</b>である。</p> <p><b>【論議事項】</b></p> <p>障害者差別解消法および「福まち条例」に規定がある中で、条例で補完するものとして、どこまで責務を規定するか。</p> | <p><b>【障害差別解消法】</b></p> <p>(社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備)</p> <p><b>第五条 行政機関等及び事業者は</b>、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、<b>自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。</b></p> <p><b>【愛知県】</b></p> <p>(合理的配慮に関する環境の整備)</p> <p><b>第七条 県及び事業者は</b>、合理的配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。</p> <p><b>【三重県】</b></p> <p>(県の責務)</p> <p><b>第五条</b></p> <p>2 県は、自ら設置し、又は管理する施設における障がい者の利用の円滑化及び障がい者の移動の円滑化を図るための環境の整備を行うものとする。</p> <p>(社会的障壁の除去の実施についての合理的な配慮に関する環境の整備)</p> <p><b>第十四条 行政機関等及び事業者は</b>、障がい者から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があるか否かにかかわらず、社会的障壁の除去の実施についての合理的な配慮を的確に行うため、<b>自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めるものとする。</b></p> <p>(事業者への支援)</p> <p><b>第十五条 県は、事業者に対し、社会的障壁の除去の実施についての合理的な配慮を的確に行うための情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を実施するよう努めるものとする。</b></p> <p><b>【京都府】</b></p> <p>(社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備)</p> <p><b>第5条 府及び事業者は</b>、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自らの設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。</p> |

| 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例 | 委員意見 | 参考条項   |
|----------------------|------|--|
|                      |      | <p>【福岡県】<br/>     (事前の改善措置)</p> <p>第十条 県、市町村及び事業者は、合理的配慮の提供を的確に行うための環境の整備として、次に掲げる措置を、<b>障がいのある人からの改善の申出を待つことなく、あらかじめ講ずるよう努めるものとする。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 自ら設置する施設及び設備のバリアフリー化</li> <li>二 介助者等の人的支援</li> <li>三 障がいのある人にとって円滑な情報の取得及び利用、意思表示並びにコミュニケーションに資するための支援</li> </ul> <p>【だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例】<br/>     (県の責務)</p> <p>第3条 県は、福祉のまちづくりに関し、基本的かつ総合的な施策を策定し、およびこれを実施するものとする。</p> <p>2 <b>県は、自ら設置し、または管理する公益的施設等を高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるようにするものとする。</b></p> <p>(県民の責務)</p> <p>第5条 県民は、高齢者、障害者等が安全かつ快適に生活することができるよう住宅の整備を図る等福祉のまちづくりに関し、理解と実践に努めるとともに、県が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力しなければならない。</p> <p>2 県民は、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるよう配慮して整備された公益的施設等および公共車両等について、高齢者、障害者等の利用の妨げとなる行為をしてはならない。</p> <p>(事業者の責務)</p> <p>第6条 <b>事業者は、その事業活動が地域社会と密接な関係にあることを自覚し、県が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力しなければならない。</b></p> <p>2 公益的施設等を設置し、もしくは管理する事業者または公共車両等を所有し、もしくは管理する事業者は、当該公益的施設等または公共車両等について、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるよう努めなければならない。</p> <p>3 住宅を供給する事業者は、高齢者、障害者等が安全かつ快適に生活できるよう配慮された住宅の供給に努めなければならない。</p> <p>(施策の基本的事項)</p> <p>第7条 県は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項を基本とし、福祉のまちづくりに関する施策を総合的に講ずるものとする。</p> <p>(1)県民が福祉のまちづくりについての理解を深めるための学校、職場、地域社会等における学習および啓発活動の推進</p> <p>(2)高齢者、障害者等の行動範囲の拡大および安全かつ快適な利用を</p> |

| 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例   | 委員意見 | 参考条項   |
|--|------|--|
|  |      | <p>図るための移動・交通対策の推進ならびに公益的施設等の整備の促進および整備に関する情報の提供</p> <p>(3) <u>県民が自ら進んで、創造性を生かし、福祉のまちづくりに関するボランティア活動に参加できるための活動情報の提供および養成研修の実施</u></p> <p>(4) <u>視聴覚障害者が円滑に情報を利用し、およびその意思を表示できるための情報提供手段の充実</u></p> <p>(5) 高齢者、障害者等が安全かつ快適な住環境の中で生活できるための住宅対策の推進</p> <p>(6) 福祉用具の使いやすさの向上を図るために技術的な支援および福祉用具の普及</p> <p>(7) すべての人が円滑に利用できるよう配慮された物品の研究開発の促進</p> |
| (県民および事業者の責務)<br>第5条 県民および事業者は、基本理念にのっとり、障害等に関する理解を深めるとともに、県が実施する障害を理由とする差別の解消の推進等に関する施策に協力しなければならない。            |      |  |
| 第2章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策   |      |  |
| 第1節 障害を理由とする差別の禁止  |      |  |
| 第6条 何人も、障害を理由とする差別をしてはならない。  |      |  |
| 第2節 障害を理由とする差別に関する相談体制   |      |  |
| (相談)<br>第7条 何人も県に対し、障害を理由とする差別に関する相談（以下「相談」という。）をすることができる。   |      | 【長崎県】<br>(特定相談)  |
| 2 県は、相談の申出があったときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。  |      | 第29条 何人も、県に対し、障害のある人に対する差別に関する相談（以下「特定相談」という。）をすることができる。   |
| (1) 相談に応じ、必要な助言および情報の提供を行うこと。  |      | 2 県は、 <u>特定相談があったときは、次に掲げる業務を行うものとする。</u>  |
| (2) 相談に係る当事者その他の関係者間の調整を行うこと。  |      | (1) 特定相談に応じ、必要な助言及び情報提供を行うこと。  |
| (3) 関係行政機関への通告、通報その他の通知を行うこと。  |      | (2) 特定相談に係る関係者間の調整を行うこと。   |
|  |      | (3) 関係行政機関への通告、通報その他の通知を行うこと。  |
| (4) 第32条第1項又は第2項の申立てに関する援助を行うこと。   |      |  |
| (障害者差別解消相談員)<br>第8条 知事は、前条第2項各号に掲げる措置に係る業務およびこれらに付随する業務を行わせるため、障害を理由とする差別の解消に関する識見を有する者を障害者差別解消相談員として委嘱することができる。 |      |  |

| 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例  | 委員意見   | 参考条項   |
|---|--|--|
| -   | <p><b>【事前アンケート 尾上委員】</b><br/>         大阪市では月に一度の頻度で、学者・弁護士・障害当事者の構成による差別事例の検討会を行い、事業者・障害者間の建設的対話を進め事案の解決に向けて相談員が働きかける方針を検討・アドバイスしている。<br/>         このような相談員に対するバックアップ体制（特に定例化）を担保するような規定を条例本文、並びに関連規則に盛り込むべきである。</p>   |  |
| 2 障害者差別解消相談員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。  |  |  |
| <p>(地域相談支援員)</p> <p>第9条 知事は、障害者が相談をする際に、自らの意思を適切に表明するため<br/>に必要な支援を行うことを、<b>障害者の福祉の増進に関し、熱意と識見を有する者</b>に委託することができる。</p> | <p><b>【事前アンケート 美濃部委員】</b><br/>         「障害者の福祉の増進に関し、熱意と識見を有する者」定義が曖昧と<br/>いうか不明確。誰にでも当てはまる。民生委員や「ただの相談員」でも<br/>当てはまってしまう。もう少し明確に規定できないか。</p> <p><b>【県の考え方】</b><br/>         地域相談支援員については、障害者の思いを代弁する役割を<br/>担っており、相談の前段階で、差別に当たるのか、他の福祉制度<br/>等で解消できる問題なのか等を判断する必要があり、障害者差<br/>別だけでなく、福祉全般に識見を持っているものとしているもの。<br/>         また、自らが声をあげられない障害者の声を拾い集める役割<br/>を担うことから熱意という要件も付加しているもの。</p> | <p>身体障害者福祉法による身体障害者相談員の設置について<br/>(昭和四二年八月一日)<br/>(社更第二四〇号の一各都道府県知事・各指定都市市長あて厚生省社会<br/>局長通知)</p> <p>3 推せん<br/>         福祉事務所の長及び福祉事務所を設置しない町村の長は、相談員<br/>を推せんしようとする場合は、人格識見が高く、社会的信望があり、<br/>身体に障害のある者の福祉増進に熱意を有し、奉仕的に活動ができ、<br/>かつ、その地域の実情に精通している者であつて原則として身体障<br/>害者のうちから適當と認められる者を推せんするものとする。</p> <p><b>【長崎県】</b><br/> <b>(地域相談員)</b><br/>         第30条 知事は、次に掲げる者に、前条第2項各号に掲げる業務の全<br/>部又は一部を委託することができる。<br/>         (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第12条の3第3項<br/>に規定する身体障害者相談員<br/>         (2) 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の2第3項<br/>に規定する知的障害者相談員<br/>         (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123<br/>号)第48条第1項に規定する精神保健福祉相談員<br/>         (4) 前3号に掲げる者のほか、<b>社会的信望があり、かつ、障害のある<br/>人の福祉の増進に熱意と識見を持っている者であつて、知事が特に<br/>適當と認めるもの</b></p> <p>2 知事は、前項の委託を行うに当たっては、あらかじめ、委員会の<br/>意見を聴かなければならない。ただし、前項第1号、第2号又は第<br/>3号に掲げる者に委託する場合は、この限りでない。</p> <p>3 第1項の規定により委託を受けた者は、地域相談員と称する。</p> <p>4 地域相談員は、この条例に基づき職務上知ることのできた秘密を</p> |

| 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例  | 委員意見   | 参考条項  |
|---|--|---|
| 2 前項の規定により委託を受けた者（以下「地域相談支援員」という。）は、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その業務に従事する者でなくなった後も、同様とする。  |  | 漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。  |
| －   | <p>【事前アンケート 尾上委員】<br/>第8条と同様（相談員の支援）。</p> <p>【協議事項】<br/>有識者の助言について</p>   |   |
| <p>（研修の実施）<br/>第 10 条 知事は、障害者差別解消相談員および地域相談支援員に対し、障害等に関する理解を深め、適切にその業務を行うことができるよう、必要な研修を実施するものとする。</p> <p>【県の考え方】<br/>障害等は、第4条第2項において「障害、障害者および障害の社会モデル」と定義しており、研修は社会的モデルも包含していることから、条例改正ではなく、共生社会づくり委員会に予め報告するなど運用により改めてまいりたいと考える。</p> | <p>【事前アンケート 美濃部委員】<br/>研修の内容をもっと社会モデル的になるように具体的な規定ができるないか。<br/>「社会モデル研修」とは言えないような研修内容が散見されるため、もう少し踏み込んで社会モデル的内容を担保できるような規定が望ましいと感じる。</p> <p>【事前アンケート 尾上委員】<br/>社会モデルの定義を行っている条例という点を活かし、障害者差別解消相談員、地域相談支援員の登用の基準、並びに研修内容に社会モデルの理解を必須化するようにすべきである。</p>                            | <p>【和歌山県】<br/>(人材の育成)<br/>第 22 条 県は、障害を理由とする差別に関する相談に係る事案の解決を図るため、専門的な知識及び技能を有する人材の育成に努めるものとする。</p> <p>【京都府】<br/>(連携及び協力)<br/>第 13 条 専門的知識をもって障害者に関する相談を受ける者は、府並びに地域相談員及び広域専門相談員と連携し、共生社会推進施策の実施に協力するよう努めるものとする。</p>  |
| 第3節 あっせん等   |  |   |
| <p>（あっせんの申立て）<br/>第 11 条 相談に係る事案（以下「相談事案」という。）の当事者は、障害者差別解消相談員に相談をしてもなお当該相談事案の解決が見込めないときは、知事に対し、当該相談事案の解決のためのあっせんを申し立てることができる。</p>  |  | <p>【長崎県】<br/>(助言又はあっせんの申立て)<br/>第 32 条 障害のある人は、自己に対する対象事案の解決を図るため、知事に対して、当該対象事案の解決のための助言又はあっせんの手続の申立てをすることができる。</p>   |
| <p>2 相談事案の当事者である障害者の<u>家族、後見人その他の障害者を保護する者は、</u>前項の規定による申立てをすることができる。ただし、当該申立てをすることが明らかに当該障害者の意に反すると認められるときは、この限りでない。</p>   | <p>【事前アンケート 竹下委員】<br/>«論点»<br/>11条2項「家族、後見人その他の障害者を保護する者」の修正<br/>«内容»<br/>①あっせん申立権者を本人に限定するか否か。<br/>②①で限定しない場合、申立権者の範囲をどう考えるか。</p> <p>«検討の必要性»<br/>ア 「保護」という文言は、障害者支援における自己決定権の尊重と保護のバランスという用い方がされるように、人格的自律（自己決定）に対するパターナリスティックな介入による保護というニュアンスを伴う。後見制度の法改正の中で、自己決定権をより貫徹しよ</p> | <p>【長崎県】<br/>(助言又はあっせんの申立て)<br/>第 32 条<br/>2 障害のある人の家族その他の関係者は、当該障害のある人の権利利益を保護するため必要な場合に限り、知事に対して、当該障害のある人に対する対象事案の解決のための助言又はあっせんの手続の申立てをすることができる。</p> <p>【逐条解説】<br/>申立てができる「関係者」として、障害のある人又はその家族が申立てを行うことが難しい場合に、申立てを障害のある人本人やその家族の代わりに行う<u>後見人、障害者団体、ボランティア等を想定</u>してい</p> |

| 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例 | 委員意見   | 参考条項  |
|----------------------|--|---|
|                      | <p>うとしているなかで、この文言は適切でないと考える。</p> <p>イ また、問題は文言のみではない。差別に関する<u>あっせん申立をするか否かは、本人の権利行使に関わる事項なので、自己決定権を尊重するなら、本人申立に限定するのが筋</u>と言える。本項は事実上本人申立が困難なケースがあることを想定して設けられたものであり、本人の意に明らかに反する場合を除き、保護者の立場にある家族等を独自の申立権者とすることにより申立のハードルを下げた。しかし、意思決定支援に基づく自己決定を尊重するのであれば、このような父権的な介入は不要と考えたうえで、<u>本人による申立をサポートする方法を充実させるという選択肢が適切である</u>。この場合、家族や後見人等は意思決定をサポートするメンバーの一員と位置づけられる。</p> <p>ウ しかし、他方で、本人申立に限定した場合、本人の申立能力（意思能力）が問題となり、申立能力のない場合、法定代理人による申立しか選択肢が残らないことになる。このことは申立を抑制する結果を招く。</p> <p>エ そこで、①申立は本人申立に限定する、②厳密な申立能力の有無は問わず、本人に対する意思決定支援のなかで申立の要否及びその内容を自己決定してもらう、③<u>意思決定支援は地域アドボケーター、相談員、県正職員が行うという制度を導入する</u>という制度を考えられる。難点としては意思決定支援の難しさがあるが、家族や後見人が代行する制度よりベターではないか。もしこのような意思決定支援を包摂する制度が明文化されるなら、全国的に見ても先駆的なものになる。</p> <p>オ もう1点、申立のハードルを下げるための工夫としては、任意代理人への委任を可能とすることが考えられる。しかし、適切でない代理人が入り込む余地があるため、代理人の範囲は定める必要があるかもしれない。また、代理人に委任した場合でも、代理人は本人の意思を十分に尊重すべきことは明示すべき。</p> <p>カ <u>現行制度の枠組みを維持するとしても、「保護する者」という文言は修正すべきである。</u></p> <p style="background-color: yellow; border: 1px solid black; padding: 5px;">【論議事項】<br/>ご意見をお伺いしたい。</p> | <p>ます。また、これら以外の第三者であっても、助言・あっせんの手続に責任をもって対応することが確認できるのであれば、その者の申立てを妨げるものではありません。</p> <p>【東京都】<br/>(あっせんの求め)<br/>第九条 障害者並びに<u>その家族及び後見人その他障害者を現に保護する者は</u>、～</p> <p>【福井県】<br/>(あっせん)<br/>第二十二条 <u>障がい者</u>は、当該障がい者に係る対象事案の解決を図るために、知事に対し、あっせんの申立てをすることができる。</p> <p>【愛知県】<br/>(助言、あっせん又は指導の求め等)<br/>第十三条 第九条第一項の規定に違反する不当な差別的取扱いを受け、又は同条第二項の規定に違反して合理的配慮がなされなかったと認める<u>障害者及びその家族その他の関係者</u>は、～</p> <p>【三重県】<br/>(助言及びあっせんの申立て)<br/>第十八条 <u>障がい者、障がい者の家族、事業者その他の関係者</u>は、～</p> <p>【京都府】<br/>(助言又はあっせん)<br/>第14条 <u>障害者</u>は、第6条から第8条までの規定に違反する取扱い（以下「不利益取扱い等」という。）を受けたと認めるときは、京都府障害者相談等調整委員会に対し、当該不利益取扱い等に該当する事案（以下「対象事案」という。）の解決のために必要な助言又はあっせんを行うよう求めることができる。<br/>2 <u>対象事案に係る障害者の保護者、後見人その他の関係者</u>は、当該障害者が不利益取扱い等を受けたと認めるときは、京都府障害者相談等調整委員会に対し、前項に規定する助言又はあっせんを行うよう求めることができる。ただし、当該求めをすることで明らかに当該障害者の意に反すると認められるときは、この限りでない。</p> <p>【大阪府】<br/>(あっせんの求め)<br/>第十条 相談事案に係る<u>障害者等</u>は、法第八条第一項又はこの条例第七条の規定に違反する取扱いを受けたと認める場合で、第八条第三項の規定により広域支援相談員が対応してもなおその解決が見込めないときは、知事に対し、紛争事案の解決のため、あっせんを求めることができる。ただし、当該あっせんの求めをすることは当該障</p> |

| 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例   | 委員意見 | 参考条項  |
|--|------|---|
|  |      | <p>害者の意に反することが明らかであると認められるときは、この限りでない。</p> <p>障害者等：障害者及びその家族その他の支援者</p> <p>【奈良県】<br/>(必要な措置の求め)</p> <p>第12条 <u>障害のある人は、第10条第1項の相談を経ても不利益な取扱い等に関する事案（以下「対象事案」という。）が解決しないときは、知事に対し、その解決のために必要な措置を講ずるよう求めることができる。</u></p> <p>2 <u>前項の規定は、対象事案に係る障害のある人の保護者、後見人その他の関係者について準用する。</u>ただし、当該求めをすることが明らかに障害のある人の意に反すると認められるときは、この限りでない。</p> <p>【和歌山県】<br/>(あっせんの申立て)</p> <p>第12条 <u>障害者及びその家族、後見人その他障害者を現に保護する者は、～</u></p> <p>【福岡県】<br/>(助言又はあっせんの申立て)</p> <p>第十九条 <u>障がいのある人（障がいのある人が自らの意思を表明することが困難な場合にあっては、その保護者）は、～</u></p> |
| 3 前2項の規定にかかわらず、相談事案が次の各号のいずれかに該当するときは、あっせんを申し立てることができない。   |      |   |
| (1) 行政庁の処分または職員の職務の執行に関するものであって、行政不服審査法（平成26年法律第68号）その他の法令に基づく不服申立てまたは苦情申立てをすることができるものであるとき。                     |      |   |
| (2) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に規定する障害者に対する差別の禁止に該当するものであるとき。   |      |   |
| (3) 過去に前2項の規定によるあっせんの申立てがされたことがあるものであるとき。  |      |   |
| (あっせん)<br>第12条 知事は、前条第1項または第2項の規定によるあっせんの申立てがあったときは、滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会にあっせんを求めるものとする。                         |      |   |
| 2 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会は、前項の規定によるあっせんの求めがあったときは、当該あっせんの求めに係る相談事案（以下「対象事案」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、あっせんを行うものとする。 |      |   |
| (1) あっせんの必要がないと認めるとき。  |      |   |

| 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例   | 委員意見 | 参考条項 |
|--|------|------|
| (2) その性質上あっせんを行うことが適当でないと認めるとき。  |      |      |
| 3 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会は、あっせんのために必要があると認めるときは、対象事案の当事者（前条第2項の規定によりあっせんを申し立てた者を含む。以下同じ。）その他の関係者に説明を求め、もしくはその意見を聴き、または必要な資料の提出を求ることその他の必要な調査を行うことができる。   |      |      |
| 4 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会は、対象事案の解決のため必要なあっせん案を作成し、これを対象事案の当事者に提示することができる。  |      |      |
| 5 あっせんは、次の各号のいずれかに該当したときは、終了する。<br>(1) あっせんにより対象事案が解決したとき。<br>(2) あっせんによっては対象事案の解決が見込めないと認めるとき。  |      |      |
| 6 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会は、第2項の規定によりあっせんを行わないこととしたとき、または前項の規定によりあっせんを終了したときは、その旨を知事に報告するものとする。   |      |      |
| (勧告)<br>第13条 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会は、知事に対し、次の各号のいずれかに該当する者に対して障害を理由とする差別の解消に必要な措置を講ずるよう勧告することを求めることができる。<br>(1) 正当な理由なく、前条第3項の調査を拒み、妨げ、または忌避した対象事案の当事者<br>(2) 前条第3項の調査に対し、虚偽の説明をし、または資料の提出をした対象事案の当事者その他の関係者<br>(3) 前条第4項の規定によりあっせん案が提示された場合において、正当な理由なく、あっせん案を受諾せず、または受諾したあっせん案に従わない対象事案の当事者 |      |      |
| 2 前項の規定による勧告の求めがあった場合において、知事は、必要があると認めるときは、当該勧告の求めに係る者に対して、障害を理由とする差別の解消に必要な措置を講ずるよう勧告することができる。  |      |      |
| (公表)<br>第14条 知事は、前条第2項の規定による勧告を受けた事業者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。この場合において、知事は、あらかじめ、当該事業者に対し、意見を述べる機会を与えるなければならない。   |      |      |
| 第4節 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会  |      |      |
| (滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会)<br>第15条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、知事の附属機関として、滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会（以下「委員会」という。）を設置する。  |      |      |

| 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例  | 委員意見   | 参考条項  |
|---|--|---|
| 2 委員会は、この条例の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、障害を理由とする差別の解消の推進等に関する事項を調査審議するものとする。   | <p>【事前アンケート 美濃部氏】</p> <p>審議事項について「障害者差別解消相談員や所管課が行う職務に関する助言」を追加できないか。</p> <p>条例運用のチェック機能強化やスーパーバイズ意見交換会の定期開催を担保すべきである。</p> <div style="background-color: yellow; padding: 10px;"> <p>【県の考え方】</p> <p>3項において「委員会は、前項の調査審議を行うほか、障害を理由とする差別の解消の推進等に関する事項に関し、知事に意見を述べることができる。」となっていることから、現行の運用でも可能と考える。</p> </div> <p>【事前アンケート 竹下委員】</p> <p>«論点»</p> <p>相談員、県正職員に対する助言制度の条文上の明示</p> <p>«内容»</p> <p>現行存在する相談員や県の正職員に対する<u>助言者を条文上明示</u>する。</p> <p>«検討の必要性»</p> <p>助言制度は県による対応の質の担保のために必要なものと考えるが、条文上明示されないと、職員の異動の中でなくなる可能性がある。条文上の明示が難しいようであれば、マニュアルに記載して頂きたい。</p> <p>【事前アンケート 尾上委員】</p> <p>第8条と同様（相談員の支援）。</p> | <p>【大阪府】</p> <p>第9条</p> <p>5 協議会は、委員及び専門委員のうちから協議会が指名する者をもって構成する合議体（以下「合議体」という。）で、次に掲げる事項を取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 法第八条第一項及びこの条例第七条に規定する事項に係る紛争の事案（以下「紛争事案」という。）を解決するためのあっせん</li> <li>二 広域支援相談員が行う職務に関する助言</li> </ul> |
| 3 委員会は、前項の調査審議を行うほか、障害を理由とする差別の解消の推進等に関する事項に関し、知事に意見を述べることができる。                         |  |   |
| 4 委員会は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）第 17 条第 1 項に規定する障害者差別解消支援地域協議会の機能を併せて有する。 |  |   |
| (委員会の組織等)   |  |   |
| 第 16 条 委員会は、委員 20 人以内で組織する。   |  |   |
| 2 委員は、障害者、学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから知事が任命する。   |  |   |
| 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。                                   |  |   |
| 4 委員は、再任されることを妨げない。   |  |   |
| 5 委員会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。   |  |   |
| 6 専門委員は、障害者、当該専門の事項に関し学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから知事が任命する。                               |  |   |
| 7 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任さ   |  |   |

| 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例   | 委員意見   | 参考条項 |
|--|--|------|
| れるものとする。   |  |      |
| 8 委員および専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。  |  |      |
| 9 委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。  |  |      |
| 10 前各項に定めるもののほか、委員会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。   |  |      |
| 第3章 障害者の自立および社会参加に向けた取組に関する施策  | <p>【見直し検討部会（8/5）尾上委員】</p> <p>滋賀条例の第3章障害者の自立および社会参加に向けた取組に関する施策では、国の法律に基づく制度利用に当たって障害者手帳所持が要件になる場合もあり得る。</p> <p>その点で、2022年に国連・障害者権利委員会から出された総括所見では、障害認定に関して、「障害認定及び手帳制度を含め、障害の医学モデルの要素を排除するとともに、全ての障害者が、機能障害にかかわらず、社会における平等な機会及び社会に完全に包容され、参加するために必要となる支援を地域社会で享受できることを確保するため、法規制を見直すこと」(8-b)と勧告している。</p> <p>障害認定で医学モデル的要素の排除と、「社会参加に必要となる支援」を確保できるようにすることを求めているわけである。</p> <p>そうした点から、『障害者と同様に「生きづらさ」を抱える人』が必要な支援を得られるような、障害認定・評価基準の見直しにつながるような検討が必要ではないか。</p> <p>【事前アンケート 美濃部氏】</p> <p>条例のカラーをもっと押し出すべき。</p> <p>詳細には指摘できないが、各条項があまりにも理念的すぎる。障害者基本法を上塗りした感じがする。もう少し不当な取り扱いの禁止や合理的配慮の提供について踏み込んで書き込めないか。</p> |      |
| (普及啓発等)  |  |      |
| 第17条 県は、障害等に関する県民および事業者の理解を深めるとともに、障害等に関する理解の不足から生じる社会的障壁を除去することができるよう、次に掲げる施策を講ずるものとする。 |  |      |
| (1) 障害等に関する知識の普及および啓発のために必要な施策   |  |      |
| (2) 障害者と障害者でない者が共に学び合う機会の充実を図り、およびその相互理解を促進するために必要な施策                                    |  |      |
| (学校教育における理解の促進等)   |  |      |
| 第18条 県は、学校教育において障害等に関する理解を深めることができるよう、情報の提供その他必要な施策を講ずるものとする。                            |  |      |

| 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例  | 委員意見  | 参考条項   |
|---|---|--|
| <p>2 県は、共生社会を実現する上で学校教育が果たす役割の重要性に鑑み、障害者と障害者でない者が共に学び、障害の有無にかかわらず十分な教育を受けることができるよう必要な支援体制の整備および充実に努めるものとする。</p> |   |  |
| <p>(就業の機会の確保等)</p> <p>第 19 条 県は、障害者の多様な就業の機会を確保するため、個々の障害者の意向および特性に応じた就業の場の開拓その他の必要な施策を講ずるものとする。</p>            | <p>【見直し検討部会（8/5）宮川委員】</p> <p>福井県条例の第 14 条第 2 項の内容を滋賀県でも取り入れていただきたい。</p> <p>これにより中小企業の中でもより障害者雇用を生み、積極的に取り組んでいくことにつながる。</p> <div style="background-color: #ffffcc; padding: 10px;"> <p><b>【県の考え方】</b></p> <p>まずは滋賀県障害者優先調達推進方針において、障害者雇用に積極的に取り組む中小企業を評価してはどうか。</p> <p>例えば、もにす認定（障害者の雇用の促進及び雇用の安定に関する取組の実施状況などが優良な中小事業主を厚生労働大臣が認定する制度）を優先調達の対象に追加してはどうか。（追加済み：神奈川県、佐賀県）</p> <p>別添の事務局資料に基づき協議</p> </div> | <p>【福井県】</p> <p>（障がい者の雇用の促進）</p> <p>第 14 条 県および障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第四十三条第一項に規定する事業主は、同条第二項で定める障害者雇用率の達成はもとより、一層の障がい者の雇用の促進に努めなければならない。</p> <p>2 県は、障がい者の活躍の場が増えるよう、障がい者が就労その他の生産活動により供給する物品または役務に対する需要を増進し、その受注の機会の増大を支援するために<u>必要な措置を講ずるものとする。</u></p> <p>【国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律】</p> <p>（地方公共団体及び地方独立行政法人の責務）</p> <p>第四条 <u>地方公共団体は、</u>その区域の障害者就労施設における障害者の就労又是在宅就業障害者の就業の実態に応じて、<u>障害者就労施設等の受注の機会の増大を図るための措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>（地方公共団体及び地方独立行政法人による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等）</p> <p>第九条 <u>都道府県、</u>市町村及び地方独立行政法人は、毎年度、物品等の調達に関し、当該都道府県、市町村及び地方独立行政法人の当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、<u>障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を作成しなければならない。</u></p> <p>2 前項の方針は、都道府県及び市町村にあっては当該都道府県及び市町村の区域の障害者就労施設における障害者の就労又是在宅就業障害者の就業の実態に応じて、地方独立行政法人にあっては当該地方独立行政法人の事務及び事業に応じて、当該年度に調達を推進する障害者就労施設等が供給する物品等及びその調達の目標について定めるものとする。</p> <p>3 都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、第一項の方針を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p> <p>4 <u>都道府県、</u>市町村及び地方独立行政法人は、<u>第一項の方針に基づき、当該年度における物品等の調達を行うものとする。</u></p> |

| 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例   | 委員意見 | 参考条項  |
|--|------|---|
|  |      | <p>5 都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、毎会計年度又は毎事業年度の終了後、遅滞なく、障害者就労施設等からの物品等の調達の実績の概要を取りまとめ、公表するものとする。</p> <p>【滋賀県による障害者就労施設等からの物品・役務の調達の推進を図るための方針】</p> <p>障害者優先調達推進法第9条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等で就労する障害者の自立の促進に資するよう、滋賀県が行う障害者就労施設等からの物品・役務の調達を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。</p> <p>調達の対象となる障害者就労施設等</p> <p>(1)法第2条第4項に規定する障害者就労施設等（下記ア～キ）であって、県内に所在または居住するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 障害者支援施設</li> <li>イ 地域活動支援センター</li> <li>ウ 障害福祉サービス事業を行う施設（生活介護、就労移行支援または就労継続支援を行う事業に限る。）</li> <li>エ 特例子会社（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成25年政令第22号。以下「施行令」という。）第1条第1号に規定する事業所をいう。）</li> <li>オ 重度障害者多数雇用事業所（施行令第1条第2号に規定する事業所をいう。）</li> <li>カ 在宅就業障害者</li> <li>キ 在宅就業支援団体</li> </ul> <p>(2)「滋賀県社会的事業所設置運営要綱」に基づく社会的事業所</p> <p>(3)「滋賀型地域活動支援センター設置事業実施要綱」に基づく滋賀型地域活動支援センター</p> <p>【滋賀県が締結する契約に関する条例】</p> <p>（地域経済の活性化）</p> <p>第10条 県は、予算の適正な使用に留意しつつ、地域経済の活性化に配慮し、県内に事務所または事業所を有する事業者の受注の機会の増大を図るよう努めるものとする。</p> |
| 2 県は、障害者の職場への定着を促進するため、関係機関と連携し、就業に伴う日常生活上の支援その他の必要な支援を行うものとする。  |      |   |
| (住環境の整備)<br>第20条 県は、障害者が地域において安定した生活を営むことができるよう、県営住宅（滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例（昭和34年滋賀県条例第31号）第2条第1号に規定する県営住宅をいう。）への入居において特別の配慮を行うほか、住環境の整備のために必要な施策を講ずるものと |      |   |

| 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例  | 委員意見   | 参考条項  |
|---|--|---|
| する。   |  |   |
| (文化芸術活動等の推進)  |  |   |
| 第 21 条 県は、障害者が文化芸術活動、スポーツ等に参加する機会を確保することその他の障害者の文化芸術活動、スポーツ等の推進に必要な施策を講ずるものとする。   |  |   |
| (災害時における支援)   |  |   |
| 第 22 条 県は、災害時における障害者に対する情報の迅速かつ的確な伝達の方法および避難所（災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 49 条の 7 第 1 項に規定する避難所をいう。）における障害者の円滑な利用の確保その他の障害者の災害時における支援について、市町に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。   |  |   |
| (選挙等における配慮)   |  |   |
| 第 23 条 県は、法律または条例の定めるところにより行われる選挙、国民審査または投票において、障害者が円滑に投票できるようにするための取組を促進するため、市町に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。  |  |   |
| (意思疎通等の促進)  |  |   |
| 第 24 条 県は、障害の特性に応じた言語（手話を含む。）その他の意思疎通ならびに情報の取得および利用のための手段による意思疎通等の促進のために必要な施策を講ずるものとする。   |  |   |
| <p><b>【県の考え方】</b></p> <p>例えば、生活保護、児童および女性相談業務等において、質の確保等のためのマニュアル作成といったことについては条例化していない。</p> <p>行政自体の業務の蓄積と不断の研修によって培ってきたものと思料するところ。</p> <p>したがって、体制をしっかりと整える中で、ケースを通して研鑽し、外部の有識者にもスーパーバイズいただくなどにより、質も確保してまいりたい。</p> | <p><b>【事前アンケート 竹下委員】</b></p> <p>«論点»</p> <p>マニュアル作成の明示</p> <p>«内容»</p> <p><b>県において相談・あっせん対応、相談員・地域アドボケーターの質の確保等のためのマニュアルを作成</b>することを条文上明示する。</p> <p>«検討の必要性»</p> <p>条例制定後、正職員の異動による対応の質に変動があったことを受けて、質の確保のためのマニュアルを作成し、それに基づいて運用することを条例上に明記頂きたい。</p> | <p><b>地方公務員法</b><br/>(服務の根本基準)</p> <p>第三十条 すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。</p>   |
| <p><b>上記と同様</b></p> <p>但し、障害者差別解消の市町担当者会議等を開催することにより、事例共有や意見交換を行いながら、市町と申し合わせするなどをしてはどうかと考える。</p>   | <p><b>【事前アンケート 竹下委員】</b></p> <p>«論点»</p> <p>国、都道府県、市町村との連携にあり方についての条項の新設の要否の検討</p> <p>«論点の内容»</p> <p>県内市町、県外の都道府県・市町村、国等との広域対応をどうするかについての条項の新設の要否を検討頂きたい。</p> <p>«検討の必要性»</p> <p>法で事業者に合理的配慮の提供が義務化されたことで、県内市町から県への相談や広域対応が必要な事案が増えていると推測する。国の</p>   | <p><b>【長崎県】</b><br/>(県と市又は町との連携)</p> <p>第 5 条 県は、市又は町がその地域の特性に応じた、障害及び障害のある人に対する理解を深め差別をなくすための施策を実施する場合にあっては、当該市又は町と連携するとともに、当該市又は町に対して、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(市及び町の役割)</p> <p>第 6 条 市及び町は、基本理念にのっとり、県との適切な役割分担を踏まえて、その地域の特性に応じた、障害及び障害のある人に対す</p> |

| 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例  | 委員意見   | 参考条項                                    |
|---|--|---|
|   | マニュアルを見ても連携して対応すべきことは記載されているものの、下手をすれば連帯無責任体制が生じかねない。また、県内市町に来た相談の内、市町が県に助言を求める案件もあると思われるが、 <u>その場合の市町と県の役割分担</u> も明らかではない。 <u>現在の対応状況を把握したうえで、条項の新設の要否を検討</u> すべきである。 | る理解を深め差別をなくすための施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。 |
| 第4章 雜則<br><br>(財政上の措置)<br><br>第 25 条 県は、障害を理由とする差別の解消の推進等に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。 | 【事前アンケート 美濃部氏】<br><br>財政上の措置について「講ずるように努めるものとする」ではなく、「講ずるものとする」とすべき。努力義務ではなく法的義務であるべき。   |   |
| (規則への委任)<br><br>第 26 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。                                   | 【県の考え方】<br><br>県予算および活用している国庫補助金が政策的経費（裁量的経費）であり、義務的経費ではないことから、財政上の措置を義務化することは現状では困難である。   |   |
| 第5章 罰則<br><br>第 27 条 第8条第2項または第 16 条第8項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑または 50 万円以下の罰金に処する。            |  |   |